

# 第1部 特集「京都府環境施策の新たな潮流」

## 第1章 地球温暖化対策プランに基づく取組

### 1 地球温暖化対策の背景と経緯

近年、化石燃料の消費の増大などに伴い、二酸化炭素などの**温室効果ガス\***が大気中に大量に排出されたことにより地球温暖化が進行し、異常気象や海面の上昇など、地球環境への深刻な影響が懸念されています。このため、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、4年(1992年)にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議(地球サミット)で「気候変動枠組条約」が採択され、その後、9年12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議(COP3\*)において、先進国の温室効果ガスの排出削減に関する数値目標を盛り込んだ「**京都議定書\***」が採択されました。

府では、これを契機として、11年3月に地球温暖化対策の基本的な考え方や進め方をとりまとめた「**京と地球の共生計画 - 地球温暖化対策推進版 -**」きょう アース(あす)を策定し、この計画に基づき、様々な施策を推進してきました。

一方、国においては、14年に「地球温暖化対策推進大綱」の見直し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正が行われるとともに、同年6月に京都議定書が批准されました。

また、14年8月に南アフリカ共和国で開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)」では、京都議定書の早期発効に向けた取組の合意がなされるなど、改めて地球温暖化対策の重要性が確認されたところです。

### 2 地球温暖化対策プランの策定

地球温暖化対策の必要性はますます高まっていますが、一方では資源・エネルギーの消費は依然として高水準にあるため、温室効果ガスの削減に向けて、府においてもこれまで以上に実効ある対策を講じていくことが必要となっています。また、地球温暖化問題は府民一人ひとりの日常生活や社会活動と深く関わっているものであることから、府民や事業者、環境NGO\*、行政等がそれぞれの役割に応じ、連携して取組を推進していくことが必要であり、あらゆる地域において継続的な取組を進めていくことが求められています。

このため府では、14年に有識者、関係団体、環境NGO等による「地球温暖化対策プラン検討会議」きょう アース(あす)を設け、「京と地球の共生計画 - 地球温暖化対策推進版 -」を基礎に、当面府が重点的に取り組んでいく施策の検討・とりまとめを行い、同年12月に「地球温暖化対策プラン」を策定しました。

#### 地球温暖化対策プランの概要

##### 施策の基本方向

次の3つの考え方を基本に、今後の地球温暖化対策を推進する。

パートナーシップ(府民、事業者、環境NGO、行政等様々な活動主体の連携・協働)

活動の成果を実感できる取組の推進

地域の取組の支援と率先実行

##### 重点施策

上記の基本方向に基づき、当面、次のような取組を重点的に進める。

地球温暖化防止活動推進センターの設立

地球温暖化防止活動推進員の設置

家庭や地域における取組の推進

太陽光発電などの自然エネルギーの普及促進

環境にやさしい交通の推進  
 森林環境整備の推進（緑の公共事業）  
 屋上緑化等の普及促進

持続的な取組

次のような対策について、持続的に取組を進める。

府民の日常生活などにおける取組の推進  
 事業所などにおける取組の推進  
 府の施設における取組の推進  
 森林の整備  
 国際協力の推進  
 環境に関する調査研究の推進

3 地球温暖化対策プランに基づく施策の推進

府では現在、この地球温暖化対策プランに基づき、以下のような具体的な取組を進めています。

表1 - 1 地球温暖化対策プランに基づく施策の実施状況

| 事項                   | 内容  |
|----------------------|---|
| 地球温暖化防止活動推進センターの設立   | 府内の環境団体、府民団体、事業者団体等が連携し、15年6月にセンターの指定を目指した「京都地球温暖化防止府民会議」の設立総会を開催し、同年9月にNPO法人の設立認証<br>15年10月、当該NPO法人を京都府地球温暖化防止活動推進センターに指定  |
| 地球温暖化防止活動推進員の設置      | 一般公募及び市町村からの推薦により、15年10月に推進員（84名）を委嘱  |
| 家庭や地域における取組の推進       | 二酸化炭素の削減効果が目に見えて分かり、各家庭に応じたアドバイスや地域の学習活動などの情報が得られるインターネット環境家計簿システムを整備するとともに、これを活用した「エコファミリー」認定事業を実施<br>夏休み期間中に家庭における省エネ等の行動に取り組んだ小学生とその家族を対象とした「エコ親子」認定事業を実施（約400家庭を認定） |
| 太陽光発電などの自然エネルギーの普及促進 | 地域住民が資金を拠出し、地域の力で身近な施設に太陽光発電設備等を設置する取組を支援・推進する府民参加型自然エネルギー普及促進事業を実施<br>木津浄水場における太陽光発電設備の設置  |
| 環境にやさしい交通の推進         | 15年10月、グリーン配送の推進を図るため、関係行政機関、団体、事業者等による「環境にやさしい物流を考える会」を発足  |
| 森林環境の整備              | 緑の公共事業として実施   |
| 屋上緑化                 | 学識経験者、関係事業者等の参加を得て、研究会を設置し、民間での普及促進や府施設におけるモデル整備等の推進方策について検討  |

4 施策の推進を担う機関

施策の推進に当たっては、京都府が直接実施するほか、京都府が指定した地球温暖化防止活動推進センターが中心となり、地球温暖化防止活動推進員・府民・事業者・環境NGO・市町村等と役割を分担しながら、連携して地域における温暖化防止の取組を積極的に進めていくこととしています。

なお、京都府のセンター指定は全国で18番目となりますが、センター指定を目指して新たに設立されたNPO\*法人を指定したのは、全国で初めてです。

表1-2 京都府地球温暖化防止活動推進センターに指定された法人の概要

| 項目             | 内容   |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
|----------------|--|-----|-----------------|------|--------------------|----|----------------------|-------------------|------------------------|----|-------------------|----------------------|
| 法人名            | 特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議  |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
| 所在地            | 京都市中京区柳馬場二条上六丁目284番4   |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
| 目的<br>(定款記載事項) | 地球温暖化に関する情報を収集し、府民等に対して提供するなどの普及啓発を行うとともに、様々な活動主体や地域が行う温暖化防止の取組を支援し、あるいは連携・協働して取組を推進することにより、京都府内における地球温暖化防止活動の自主的展開を促進する。  |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
| 事業<br>(定款記載事項) | (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発・広報活動<br>(2) 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動の支援及び活動への参画<br>(3) 地球温暖化対策についての相談・助言活動<br>(4) 地球温暖化対策についての調査・研究活動<br>(5) 調査研究の結果や収集した情報の提供活動<br>(6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業   |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
| 当初の社員          | 環境団体、府民団体、事業者団体等の23名(団体・個人)  |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
| 役員             | <table border="1"> <tr> <td>理事長</td> <td>郡 篤 孝 (同志社大学教授)</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>浅岡 美恵 (気候ネットワーク代表)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">理事</td> <td>中畔 都 舎子 (京都府連合婦人会代表)</td> </tr> <tr> <td>浅井 利彦 (京都工業会専務理事)</td> </tr> <tr> <td>谷村 紘一 (京都府商工会議所連合会副会長)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監事</td> <td>宗田 好史 (京都府立大学助教授)</td> </tr> <tr> <td>原 強 (京都消費者団体連絡協議会会長)</td> </tr> </table> | 理事長 | 郡 篤 孝 (同志社大学教授) | 副理事長 | 浅岡 美恵 (気候ネットワーク代表) | 理事 | 中畔 都 舎子 (京都府連合婦人会代表) | 浅井 利彦 (京都工業会専務理事) | 谷村 紘一 (京都府商工会議所連合会副会長) | 監事 | 宗田 好史 (京都府立大学助教授) | 原 強 (京都消費者団体連絡協議会会長) |
| 理事長            | 郡 篤 孝 (同志社大学教授)  |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
| 副理事長           | 浅岡 美恵 (気候ネットワーク代表)   |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
| 理事             | 中畔 都 舎子 (京都府連合婦人会代表)   |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
|                | 浅井 利彦 (京都工業会専務理事)  |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
|                | 谷村 紘一 (京都府商工会議所連合会副会長)   |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
| 監事             | 宗田 好史 (京都府立大学助教授)  |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
|                | 原 強 (京都消費者団体連絡協議会会長)   |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |
| 運営委員会          | 事業運営上の重要な事項について検討等を行うため、役員とは別に運営委員を設置<br>運営委員は25名(府内の各界各層から幅広く人選)  |     |                 |      |                    |    |                      |                   |                        |    |                   |                      |

図1-1 京都府地球温暖化防止活動推進センターの組織体制

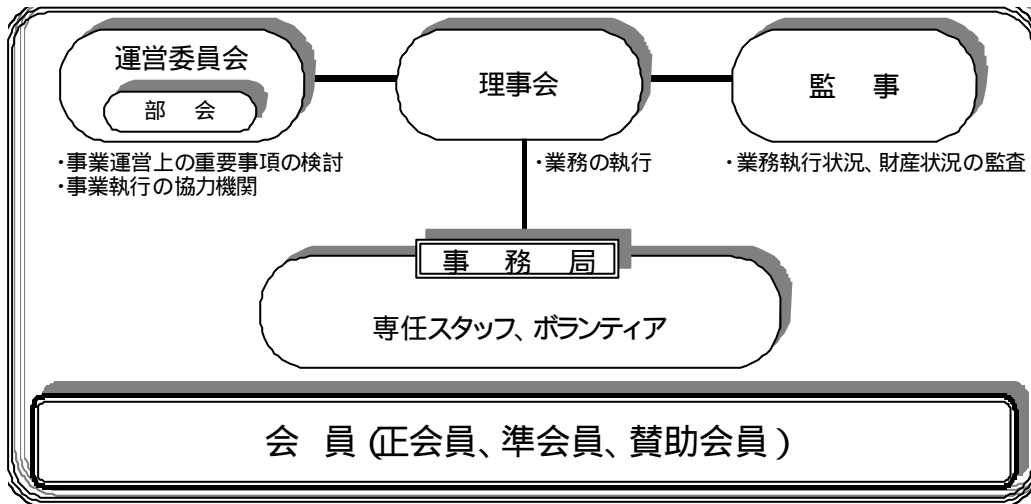


表1-3 京都府地球温暖化防止活動推進員の概要

| 項目     | 内容  |
|--------|---|
| 推進員の要件 | 満18歳以上で府内に在住、在勤又は在学の方<br>地球温暖化防止活動に対して熱意と識見があり、自主的活動が行える方   |
| 推進員の人数 | 84名   |
| 推進員の役割 | 京都府、市町村及び京都府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践することはじめ、府民と地域の要請等に応じ、きめ細やかな普及・啓発活動を行うなど、ボランティアとして、府民が地球温暖化防止の実践活動に取り組めるように先導していく。 |
| 委嘱期間   | 平成17年3月31日まで  |